

## 加古川市災害被災者に係る市営住宅目的外使用（一時使用）実施要綱

令和3年8月30日 都市計画部長決定

### （目的）

第1条 この要綱は、火災、風水害及び地震等の災害（以下「災害」という。）により住宅に被害を受け、居住が困難となった者（以下「被災者」という。）に対し、被災者の自立した生活の再開を支援することを目的として、緊急避難先として市営住宅の空き住戸を一時的に使用（以下「一時使用」という。）させるために必要な事項を定めるものとする。

### （関係法令等）

第2条 一時使用は地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用として使用させるものとし、この要綱に定めるものを除いては、次の各号に掲げる規定に準じるものとする。ただし、大規模災害時等において、国等から一時使用の取扱いに関する通知等があるときは、別途取扱いを定めるものとする。

- (1) 加古川市行政財産の使用許可に関する使用料条例
- (2) 加古川市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）
- (3) 加古川市行政財産の使用許可に関する事務処理要領（「以下「事務処理要領」という。」
- (4) 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「市営住宅条例」という。）
- (5) 市営住宅条例施行規則（以下「市営住宅規則」という。）
- (6) 平成19年8月9日付国住備第38号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知「大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について」（以下「平成19年国交省通知」という。）
- (7) 令和元年10月15日付国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡「令和元年（2019年）台風19号に伴う公営住宅等への入居の取り扱いについて」

### （対象者）

第3条 一時使用の対象者は、次の各号に掲げる全てに該当する被災者とする。

- (1) 加古川市内において現に自ら居住していた住宅が災害により被災したことで居住が困難になり、ほかに避難する住宅がない被災者であること。ただし、故意又はそれに類する行為により被災した場合を除く。
- (2) 加古川市が発行するり災証明書の発行を受けている被災者であること。
- (3) ペットの飼育を行わない被災者であること。
- (4) 被災した住宅が、被災者の雇用主が提供する社宅等ではないこと。
- (5) 被災者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### （対象住戸）

第4条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲で、一時使用のために提供可能な住戸を選定するものとする。

- 2 前項の住戸は、原則として現状のまま使用させるものとする。ただし、市営住宅条例第22条の規定により市の費用負担とするもの又は市営住宅条例23条の規定により入居者の費用負担とするもののうち、現状のまま使用させることに著しい支障があると市長が認める場合は、市の費用負担において修繕を行うものとする。

### （一時使用）

第5条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、原則、被災した日から1か月以内に行政財産使用許可申請書（公有財産規則様式第1号）に次の必要書類を添えて市長に申請しなければなら

ない。

- (1) 災証明書（申請時に原本を提示すれば写しでよい。）
- (2) 住民票の写し（世帯全員の続柄が確認できるもの。）
- (3) 本人確認書類
- (4) 緊急連絡先届出書（加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領様式第1号）
- (5) 災害被災者に係る市営住宅目的外使用（一時使用・延長使用）に係る届出書（要綱様式第1号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、速やかに審査を行い、一時使用させることが適当と認めるときは、6か月を限度として一時使用の許可の決定を行うものとする。
- 3 市長は、前項の決定を行ったときは、一時使用させるものとして許可を決定した被災者（以下「一時使用者」という。）に対し行政財産使用許可書（公有財産規則様式第2号）を交付するものとする。

（延長使用）

- 第6条 市長は、前条第1項の規定の基づき一時使用の許可を決定した一時使用について、決定した使用期間の経過後においても一時使用者に居住又はほかに避難する住宅がないものとして認めるときは、一時使用の期間を延長（以下「延長使用」という。）することができる。
- 2 延長使用の許可を受けようとする一時使用者は、前条第1項の申請に基づき一時使用の許可を受けた期間が満了する日の14日前までに、行政財産使用許可申請書（公有財産規則様式第1号）及び前条第1項各号に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、速やかに審査を行い、延長使用させることが適当と認めるときは、前条第1項の規定に基づき一時使用の許可を決定した使用期間を含めて最長12か月を限度として、延長使用の許可の決定を行うものとする。
  - 4 市長は、前項の決定を行ったときは、延長使用させるものとして許可を決定した一時使用者（以下「延長使用者」という。）に対し行政財産使用許可書（公有財産規則様式第2号）を交付するものとする。

（確認書）

- 第7条 一時使用者は、一時使用の許可を受けた住戸の使用開始日に災害被災者に係る市営住宅目的外使用（一時使用）確認書（要綱様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 2 延長使用者は、延長使用の許可を受けた住戸の使用開始日までに災害被災者に係る市営住宅目的外使用（延長使用）確認書（要綱様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用料等）

- 第8条 一時使用及び延長使用に係る住宅の使用料はそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 第5条第2項の規定に基づき許可を受けた一時使用の開始日から起算して6か月を経過する日まで 事務処理要領第11条第2号の規定に基づき免除
  - (2) 前号の期間を超えるととき 当該延長使用を行っている住宅の市営住宅規則第16条に規定される家賃の額のうち、公営住宅法施行令第2条第2項に規定される入居者の収入が十万四千元以下の額の場合における家賃の額
- 2 市営住宅条例第13条第1項第1号に規定される敷金及び市営住宅条例第23条第4号に規定されるもののうち、一時使用及び延長使用期間の満了時における畳の表替え及び襖の張替えに要する費用は免除とする。

（駐車場使用）

- 第9条 市長は、一時使用（延長使用を含む。以下、本条について同じ。）させる住宅に市営住宅の共同施設として整備された駐車場があり、一時使用者が当該駐車場の使用を希望するときは、

- 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲で、その使用を許可するものとする。
- 2 前項の駐車場の使用の許可を受けようとする一時使用者は、行政財産使用許可申請書（公有財産規則様式第1号）を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、速やかに審査を行い、駐車場を使用させることが適当と認めるときは、第5条第2項及び第6第3項の規定に基づき一時使用を許可した期間の範囲内において、当該駐車場の使用の許可の決定を行うものとする。
  - 4 市長は、前項の決定を行ったときは、一時使用者に対し行政財産使用許可書（公有財産規則様式第2号）を交付するものとする。
  - 5 第1項の規定に基づく駐車場の使用料は、市営住宅規則第34条に規定される額とする。

（返還）

- 第10条 一時使用者及び延長使用者（以下「一時使用者等」という。）は、使用許可を受けた住戸及び駐車場（以下「使用物件」という。）を返還しようとするときは、自己の負担において、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が原状回復が不要であると認めるときはこの限りでない。
- 2 一時使用者等は、使用期間の満了日までに使用物件を返還しようとするときは、返還予定日の10日前までに市長にその旨を申し出て、市営住宅管理員又は市長の指定する者の指示を受けなければならない。
  - 3 前2項について、一時使用者等は、使用物件を返還するときは、あらかじめ市営住宅管理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。